

競争的研究費制度改革について

令和 8 年 8 月 28 日

文部科学省 科学技術・学術政策局

参事官(研究環境担当)付

競争的研究費調整室

第7期科学技術・イノベーション基本計画(抄) (令和8年3月27日閣議決定)



【研究設備・機器に関する記載】

- 研究設備・機器の管理を個人から組織に転換することで、持続的に研究基盤を維持・強化し、全国の研究者の研究設備等へのアクセスを確保する。
- 競争的研究費における機器購入に際し、所属機関や資金配分機関において重複確認を行うなど、その用途を機器の購入から利用料金への計上にシフトしていく。競争的研究費で整備した設備・機器を公共財として適切に管理することとし、例えば、取得金額が1,000万円以上の汎用性を有する研究設備・機器については、当該研究に支障がない限り、所属機関の内外への共用を促進する。

【間接経費に関する記載】

- 間接経費を部局ごとではなく組織として一括して管理して全機関的な見地から利用する。
- 競争的研究費制度を改革し、直接経費からの人件費支出のPIや主たる共同研究者(Co-PI)等への適用拡大、間接経費の用途把握や情報発信等を通じて、人件費に対する支出を拡大させる。

統合イノベーション戦略2026(抄) (令和8年7月14日閣議決定)

- ・ 研究者の研究環境の改善を図る観点から、研究資金制度の見直しに向けて、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(令和3年12月17日改正)等、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせについて必要な改正を行う。【府、文、関係省庁】

競争的研究費制度に関する改革（検討案①）

【①研究設備・機器の共用促進】

- 競争的研究費で購入する研究設備・機器の共用について
（研究機関において必要性(重複確認など)を確認したうえで購入へ）

※背景

財務省における予算執行調査において、国の財源として購入したにもかかわらず、**使用頻度が低い**研究機器が少なくない、**共用機器が身近にあれば機器を買う必要はなかった**事例も見受けられる。研究者又は研究室単位で個人の研究のために研究機器を購入する場合には、まず組織内外で利用可能な共用機器がないことを確認するよう徹底させるとともに、国からの補助金等で研究機器を購入する場合には、事業によっては共用化を採択の加点要素にするなど、**共用化を一層促進すべき**と指摘されている。

<実施済み>

- ・文部科学省が実施する公募要領（研究設備・機器の共用促進について）に記載

<検討事項>

- ・補助金の交付決定を行う際の交付条件の1つとして記載すること、委託契約書の条文に追加することを検討（共用したことによる収入の扱い など）
- ・「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統ルールについて」（関係府省連絡会申し合わせ）の改正
- ・研究機関への周知（事務連絡、説明会の開催 など）

研究の創造性と協働を促進し、新たな時代(Epoch)を切り拓く先導的な研究環境に向けて (事例) 科学研究費助成事業(科研費)～研究設備共用の促進について～

事 務 連 絡
令和7年3月18日

科学研究費助成事業研究機関担当者 殿

文部科学省研究振興局学術研究推進課
独立行政法人日本学術振興会研究事業部

令和7(2025)年度の科学研究費助成事業(科研費)の変更点等について

令和7(2025)年4月以降、下記の制度変更等を予定していますので、貴研究機関所属の研究者及び事務担当者等の関係者に周知願います。併せて、昨年度の通知事項のうち重要な事項について改めて周知しますので、研究機関内において必要な対応を実施くださるようお願いいたします。

＜研究設備・機器の共用＞

直接経費により購入して研究機関に寄付した研究設備・機器のうち、以下の条件（Ⅰ～Ⅲ）の全てを満たすものについては、所属研究機関の内外への共用に努めてください。

- I. 取得価額が1,000万円以上であること。
- II. 他の研究でも利用できるような汎用性を有すること。
- III. 当該研究設備・機器を共用に供することで、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがないこと。

2. 研究設備共用の促進について

研究費の効率的な使用や設備の共用を促進するため、令和7(2025)年度から、科研費の直接経費を使用して購入した研究設備・機器のうち、使用ルールで定めた条件を満たすものについて、研究機関の内外へ共用することを求めます。特に、当該研究設備・機器を検索システム等に登録することにより、研究機関内外に対して可視化するようにしてください。

本件については、別紙1、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和4年3月大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）及び科研費使用ルール（補助条件及び交付条件等）を参照してください。

競争的研究費制度に関する改革（検討案②）

【②間接経費の使用実績】

○間接経費の使用実績について（文部科学省による集計結果の公表から、各機関による個別公表へ）

※背景

平成25年総務省行政評価・監視における勧告内容において、間接経費の運用状況における評価を行い、その結果を公表することの指摘を受け、文部科学省のホームページにて公表（各機関から提出のあった実績額の合計額を文部科学省のHPに掲載）を行っているところであるが、間接経費の趣旨である競争的研究費をより効果的かつ効率的に活用し、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めることであるとされている。なお、PI人件費の使用実績については、既に各機関のHPで公表が行われている。

<検討事項>

- ・間接経費導入の趣旨の観点から、各研究機関においてe-Radで登録しているデータを各機関自らHPに公表（間接経費がどのように使用されているかの「見える化」が図られ、研究機関間の好事例の共有や競争を通じて研究開発環境の改善に寄与することが期待できる。）
- ・「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（関係府省連絡会申し合わせ）の改正
- ・研究機関への周知（事務連絡、説明会の開催 など）

競争的研究費における間接経費の実態調査①

○「科学の再興に向けて 提言」（2025年（令和7年）11月18日）

間接経費の額は直接経費の30％に当たる額とされているが、大学の財務管理状況等を踏まえてそうした割合の拡大を検討する、事前届けの求めを不要とするなど、組織としての機能強化に対して必要なインセンティブの付与を検討することが考えられる。

○「科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）

- ・間接経費を部局ごとではなく組織として一括して管理して全機関的な見地から利用する。
- ・競争的研究費制度を改革し、直接経費からの人件費支出のPIや主たる共同研究者(Co-PI)等への適用拡大、間接経費の使途把握や情報発信等を通じて、人件費に対する支出を拡大させる。

【現状】

「第2期科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定）及び「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、間接経費の額は直接経費の30％に当たる額とされている。

また、間接経費の利用実績については、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省申し合わせ）に基づき、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いて報告されている。

⇒ 上記の状況を踏まえ、米国を含めた他国の状況及び国内の各機関において間接経費がどのように使用されているのか把握するため調査を実施（令和7年6月～令和8年3月）

競争的研究費における間接経費の実態調査②

(1) 国内調査

①調査方法

アンケート調査（Formsを利用） ※9/11期限にて調査対象機関へ依頼中

②調査対象機関

国立大学法人、大学共同利用機関法人等の154機関

③調査内容

ア 研究機関に対する実態調査

- ・間接経費の使途がどうなっているか
- ・研究者・研究支援者の育成・確保、研究時間の確保、研究基盤の整備（共用含む）に係る取組状況、成果はどうか
- ・競争的研究費を獲得した研究者の研究環境の改善状況はどうか
- ・研究機関全体の機能向上への活用状況はどうか
- ・間接経費の導入趣旨（研究機関間の競争や研究の質向上）に対する意識はどうか

イ 管理部門及び研究者に対する意向調査

- ・間接経費の改善すべき点（間接経費率など）

154機関を対象にアンケートを実施

国立大学法人	85機関
大学共同利用機関法人	4機関
国立研究開発法人	23機関
公立大学法人	4機関
私立大学	17機関
社団・財団法人	9機関
民間企業	11機関
その他（特殊法人）	1機関

(2) 海外調査

①調査方法

書面調査

②調査対象国 ※諸外国の間接経費制度の特徴等を踏まえて選定

米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ、韓国 ※下線の3か国に対しては、書面調査に加えwebを用いて直接調査を実施

③調査内容

- ・公的資金の間接経費制度（配分率、配分方法、使途など）と配分状況
- ・主要大学、研究機関における公的資金の間接経費の受給、使用状況
- ・今後の動向（特に、間接経費率の見直し状況について）